

株式会社 確認サービス

■贈与税非課税限度額加算の対象家屋であることを証する「住宅性能証明書」
発行料金表

業務区域 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

◆一戸建ての住宅（併用住宅を含む）【新築住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-1)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	住宅の新築又は新築住宅の取得 をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》
			2回	51,000 《 3,778 》
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	31,000 《 2,296 》
			2回	41,000 《 3,037 》
			3回	51,000 《 3,778 》
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	31,000 《 2,296 》
2回			41,000 《 3,037 》	
証明書等Aがある場合	二	区分イ、ロ、ハのいずれか	不要	2,000 《 148 》
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》
			2回	20,000 《 1,481 》
			3回	30,000 《 2,222 》
製造者認証がある場合			1回	20,000 《 1,481 》
			2回	30,000 《 2,222 》
	3回	40,000 《 2,963 》		

◆共同住宅等（併用住宅を除く）【新築住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-2)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	住宅の新築又は新築住宅の取得 をする場合		
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数		
			2回	51,000 《 3,778 》 × 戸数		
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	別途見積		
			2回			
			3回			
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数		
2回			51,000 《 3,778 》 × 戸数			
証明書等Aがある場合	二	区分イ、ロ、ハのいずれか	不要	2,000 《 148 》 × 戸数		
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》 × 戸数		
			2回	20,000 《 1,481 》 × 戸数		
			3回	30,000 《 2,222 》 × 戸数		
製造者認証がある場合			※区分ロの場合は別途見積		1回	20,000 《 1,481 》 × 戸数
			2回	30,000 《 2,222 》 × 戸数		
	3回	40,000 《 2,963 》 × 戸数				

◆一戸建ての住宅（併用住宅を含む）【既存住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-3)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	既存住宅の取得をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	別途見積
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	31,000 《 2,296 》
証明書等Cがある場合	二	区分イ、ハのいずれか ※区分ロの場合は別途見積	1回	10,000 《 741 》
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》
製造者認証がある場合			1回	20,000 《 1,481 》

◆共同住宅等（併用住宅を除く）【既存住宅】

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-4)

(税込) 単位：円

証明書等の有無	区分	適用する住宅性能	現場審査 *1の回数	既存住宅の取得をする場合
証明書等がない場合	イ	・断熱等性能等級（等級4） ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数
	ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） ・その他（免震建築物）	1回	別途見積
	ハ	・高齢者等級（等級3以上）	1回	41,000 《 3,037 》 × 戸数
証明書等Cがある場合	二	区分イ、ハのいずれか ※区分ロの場合は別途見積	1回	10,000 《 741 》 × 戸数
証明書等Bがある場合			1回	10,000 《 741 》 × 戸数
製造者認証がある場合			1回	20,000 《 1,481 》 × 戸数

- 1: 料金は、図面審査と現場検査を含んだ額です。
- 2: 「証明書等」とは「証明書等A」と「証明書等B」のことをいう。
- 3: 「証明書等A」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。

フラット35S適合証

- 4: 「証明書等B」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。

設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の適合証、 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証、BELS評価書、 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査の適合証、 建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査の適合証、現金取得者向け新築対象住宅証明書

- 5: 「証明書等C」とは、当該適用する住宅性能を満たしていることを証する以下の書面で、当社が交付したものをいう。

新築時のフラット35S適合証、新築時の建設住宅性能評価書

- 6: 計画を変更する場合の料金は、見積と致します。
- 7: 証明書の発行を複数枚希望する場合は、1枚追加ごとに2,000円《148》を料金に加算する。
- 8: 当社申請手数料表の地域割増手数料・料金地域表（表-20）に示す市町村等は、それぞれの地域割増料金を検査回数分加算します。
- 9: *1の現場審査の時期については、◆現場審査の時期（表-5）を参照してください。

◆現場審査の時期

(表-5)

区分	適用する住宅性能	現場審査の時期 *3	
		住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合	既存住宅の取得をする場合
イ	・断熱等性能等級（等級4）*2 ・一次エネルギー消費量等級（等級4以上）	下地張り直前の工事の完了時	竣工時
		竣工時	
ロ	・耐震等級（等級2もしくは3） *1 ・その他（免震建築物）	基礎配筋工事の完了時	竣工時
		躯体工事の完了時	
		竣工時 *5	
ハ	・高齢者等級（等級3以上）	下地張り直前の工事の完了時 *4	竣工時
		竣工時	

- 1：現場審査の時期は、原則（表-5）のとおりとします。
- 2：現場審査の時期、方法等については品確法に基づく建設住宅性能評価に準じます。
- 3：*1について、製造者認証書を取得している場合は、躯体工事の完了時の現場審査を省略します。
- 4：*2について、製造者認証書を取得している場合は、竣工時のみとします。
- 5：*3について、受付時点で終了している検査工程の部分については、設計図書等と現場の整合、劣化事象の有無、施工関連図書等（工事監理報告書、工事記録、施工写真、納品書等）の確認を行います。
- 6：*4について、施工関連図書等で適用する住宅性能が確認できる場合は、当該現場審査を省略できるものとします。
- 7：*5について、建築基準法に基づく検査済証の提出があった場合は竣工時の現場審査を省略できるものとします。